

令和9年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

天草市教育委員会

特別支援教育就学奨励費制度は、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援学級の就学に必要な経費の一部を援助する制度です。この制度の対象となる世帯については、毎年6月頃に関係書類の提出が必要となります。また、支給にあたっては、年度末の2月頃に、対象となる品のレシートや領収証等の提出をしていただきますので、それまで保管をお願いします。

記

1 この制度の対象となる人

来年度天草市の小・中学校の特別支援学級に入学予定、または引き続き在籍する児童生徒の保護者

※支給辞退を希望する人のほか、次の人は対象になりません。（書類の準備は不要です。）

- ・就学援助（要保護・準要保護）の認定者
- ・児童福祉施設の入所者

2 レシート・領収書等が必要となるもの

（1）学用品購入費…全学年対象

通常必要とする学用品（ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類、体育用靴、実験・実習用の材料、作業衣等）の購入費。

（2）通学用品購入費…全学年対象

通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）の購入費。

（3）新入学児童生徒学用品・通学用品購入費…新小学1年、新中学1年対象

新たに入学する児童生徒が、通常必要とする新入学に当たっての学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、体操服、通学用靴、雨傘、雨靴、上履き、帽子等）の購入費。

※上記以外にも支給される項目があります。

※所得状況によっては支給対象とならない場合があります。

3 留意事項

支給額の算定にあたり、経費の算定の基礎となる資料（レシート・領収書等）の提出を年度末頃（翌々年2月頃）にお願いすることとなりますので、上記2に該当する領収書等については大切に保管をお願いします（購入された品物等の内容が確認できるものに限り）。

その他の提出書類や内容については、入学後に学校を通して随時お知らせいたします。

＜特別支援教育就学奨励費制度についてのお問い合わせ先＞
各小学校・中学校
天草市教育委員会学校教育課教務係（TEL：24-8813）